

公表版

調査報告書

平成 31 年 3 月 14 日

神奈川県いじめ防止対策調査会

目次

■ 第1章 はじめに	1
■ 第2章 本調査会の調査について	2
第1 本部会の設置の経緯	2
第2 本部会の活動状況	2
第3 本部会の調査方針	3
1 調査の目的	3
2 調査の内容	3
3 A及び保護者への説明、協力依頼等について	4
4 情報等の取り扱いについて	4
■ 第3章 前提として整理した事実	5
第1 当該校に関する事項	5
1 当該校の概要について	5
2 生徒の状況について	5
第2 Aに関する事項	5
1 家族構成	5
2 出席状況	5
3 Aの現況	5
第3 事案の経過について	5
■ 第4章 本部会による調査結果について	11
第1 聴き取り	11
1 A父親からの聴き取り	11
2 教職員からの聴き取り	11
3 関係生徒からの聴き取り	13
4 教育委員会からの聴き取り	16

■ 第5章 認定した事実	18
第1 Aが嫌がるあだ名で呼ばれる、荷物持ちを押し付けられる行為について ...	18
1 認定事実	18
2 理由	18
第2 Aが硬球をぶつけられたことについて	18
1 認定事実	18
2 理由	18
第3 AがLINEのグループから外されたことについて	19
1 認定事実	19
2 理由	19
第4 その他	19
1 認定事実	19
2 理由	19
■ 第6章 いじめの認定について	20
第1 はじめに	20
第2 いじめの定義について	20
第3 いじめの認定について	20
■ 第7章 不登校に至る経過について	22
第1 はじめに	22
第2 本件における不登校に至る経過について	23
■ 第8章 学校及び県教委の対応について	24
第1 学校の対応について	24
1 対応状況について	24
2 対応に関する検証	24
第2 県教委の対応について	28
1 対応状況について	28
2 対応に関する検証	28
第3 提言	31
■ 第9章 おわりに	32
■ 別紙 神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会委員名簿	

第1章 はじめに

■■■■■■■■■■ 高等学校（以下「当該校」という。）1年生の男子生徒（以下「A」という。）が、野球部内でのいじめにより、平成29年9月25日から不登校になり、転学に至った疑いがあり、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第28条第1項に規定された重大事態に該当するものとして対応することとなった。神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）は、平成30年3月1日、神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本調査会」という。）に対して調査を諮問し、これを受けた本調査会は調査を実施した。本調査報告書は、その調査結果をとりまとめたものである。

調査に際しては、Aの心への影響にも配慮し、Aからの事実調査は行わなかったが、十分な事実調査を心がけ、Aが不登校に至った要因や背景をできる限り丁寧に検証するとともに、当該校及び県教委の対応について検証し、二度とこうした出来事が起こることがないように、再発防止策を検討した。

Aが当該校において学ぶ機会を失い、また、当該校において人間関係を育む機会を失った事態に陥ったことは、大変残念であり、Aが新しい環境下で自分らしく生活できることを本調査会の委員全員が心から願っている。

第2章 本調査会の調査について

第1 本部会の設置の経緯

平成30年2月23日、当該校は、正式に県教委に対して、重大事態発生の報告を行った。

同年2月27日、県教委は、知事へ重大事態発生の報告を行った。

同日、県教委は、学校主体の調査では重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断したため、重大事態の調査主体を県教委とすることを決定し、同年3月1日、附属機関である本調査会に次の事項について諮問した。

諮問事項

県立高等学校において発生したいじめの重大事態について、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、次の事項を調査し、事実関係を明確にすること。

- (1) いじめの事実について
- (2) 不登校に至る経過及び心理の検証について
- (3) 学校及び教育委員会の対応の検証について
- (4) 学校及び教育委員会が執るべき措置について

以上

本調査会は、神奈川県いじめ防止対策調査会規則第6条第1項の規定に基づき、神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会（以下「本部会」という。）を設置して、公平・中立な立場から、いじめの事実についての調査や学校及び県教委の対応の検証等を行い、同種の事態の発生の防止に向けた提言等を行うこととした。

第2 本部会の活動状況

日時	内容	結果
平成30年3月27日	第1回会議	・事案の概要及び調査方針について協議した。
平成30年4月19日	聴き取り調査 (第1回)	・A父親から聴き取りを行った。Aは体調不良のため、聴き取りを行うことが出来なかった。
平成30年6月27日	第2回会議	・第1回聴き取り調査の結果及び今後の調査について協議した。
平成30年7月2日	聴き取り調査 (第2回)	・校長、副校長、教頭、担任教諭、野球部顧問から聴き取りを行った。
平成30年7月6日	協力依頼	・弁護士へAの聴き取り調査への協力を要請した。

平成 30 年 7 月 9 日	聴き取り調査 (第 3 回)	・ 関係生徒から聴き取りを行った。
平成 30 年 7 月 18 日	協力依頼	・ 弁護士から A は体調不良のため聴き取りを行うことが出来ないと連絡があった。
平成 30 年 8 月 23 日	第 3 回会議	・ 第 2 回及び第 3 回聴き取り調査の結果、今後の調査について協議した。 ・ 調査報告書の作成について協議した。
平成 30 年 10 月 5 日	第 4 回会議	・ 調査報告書の作成について協議した。 ・ 中間報告について協議した。
平成 30 年 11 月 22 日	中間報告	・ A 父親及び弁護士に中間報告を行った。
平成 31 年 1 月 16 日	第 5 回会議	・ 調査報告書の作成について協議した。
平成 31 年 1 月 30 日	聴き取り調査 (第 4 回)	・ 教育委員会から聴き取りを行った。
平成 31 年 2 月 21 日	第 6 回会議	・ 調査報告書の作成について協議した。
平成 31 年 3 月 14 日	第 7 回会議	・ 調査報告書案を可決し、県教委に答申した。

第 3 本部会の調査方針

1 調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、不登校に至る要因や背景を検証し、同種の事態の発生を防止するべく再発防止策を検討した。

2 調査の内容

(1) 調査対象

- ・ A 及び保護者
- ・ 教職員（管理職、担任教諭、野球部顧問等）
- ・ 関係生徒等
- ・ その他、本部会が必要と認める者

(2) 調査の方法

ア 資料の確認・分析

当該校や県教委が行った調査結果の分析を行う。もっとも、分析に際しては、同調査結果の合理性を書面上判断するのではなく、本部会が直接行った聴き取り内容を重視する。

イ 聴き取り

聴き取りは、公平性・中立性に疑念を抱かれることのないよう、原則として本部会の委員が直接行うこととする。

3 A及び保護者への説明、協力依頼等について

本部会が行う調査の方針や計画を、A及び保護者へ事前に説明し、調査等への協力依頼を行う。また、必要に応じて、調査の状況等の経過報告を行う。

4 情報等の取り扱いについて

当該校や県教委から提供を受けた情報や資料については、調査においてかかわる全生徒の人権に配慮し、特に個人情報保護に十分に配慮して取り扱う。

また、生徒等に広く情報提供を求める必要がある場合には、事前に生徒及び保護者の理解と協力を得て、調査を実施する。

第3章 前提として整理した事実

第1 当該校に関する事項

1 当該校の概要について

当該校は生徒数 700 名程度の全日制高等学校である。学校運営組織については、生徒指導関係等を担当するグループ、進路指導等を担当するグループなどを設置している。生徒指導、教育相談に関しては、担当する教職員を各学年に1～3名配置している。

教員数は、校長以下 65 名程度（非常勤講師、事務職など除く）である。

2 生徒の状況について

近隣より自転車や徒歩で通学している生徒もいるが、生徒の過半数が、市内はもとより、県内の広範囲の地域から公共交通機関を利用し通学している。

最近の卒業生の進路状況では、7割程度の生徒が進学、2割程度の生徒が就職している。

第2 Aに関する事項

1 家族構成

Aの家族は、

2 出席状況

1学期 出席すべき日数（65） 欠席（2）

2学期 出席すべき日数（92） 欠席（71）

3 Aの現況

Aは、平成30年1月1日付けで に転学した。

第3 事案の経過について

平成29年6月初旬	担任、A、A母親の三者面談において、名前のことや自分のことを動物に例えて言われて嫌な思いをしていると話があった。担任は野球部顧問に伝えるとともに、翌日クラス全体に向けて注意した。
平成29年6月初旬 (日時不明)	挟殺プレーの練習中に2年生男子生徒（以下「B」という）が投げたボールがAの後頭部に当たった。Aの応急手当後保護者に連絡し、受診するよう勧めた。学校は偶発の事故と判断した。

平成 29 年 6 月 18 日	練習試合中に A は元気が無かったため、顧問が声をかけたところ「他の 1 年生から嫌なあだ名 () で呼ばれたり、部内の役割 (荷物持ち) を押し付けられたりする。」という訴えがあった。顧問が 1 年生全員を呼んで注意を与え、一人ひとりに謝らせた。顧問から A に嫌なことは嫌だとはっきり伝えるように話した。
平成 29 年 6 月 24 日	練習試合中、B は 2 回デッドボールに当たり、2 回目のときにはバットを地面に叩きつけた。顧問が B の行為を注意した。 同日、ピッチャーをしていた A がキャッチャーをしていた B のサイン通りに投げなかった。B は A に強い球を返した。顧問が B の行為を注意した。
平成 29 年 6 月 24 日 頃	野球部保護者会で A 父親から「上記のような事実がある状態で助っ人集めをするということは事故の元だから、子どもたちにチームワークについてもっと話し合わせる必要がある。」との発言があった。当日顧問が 1 年生全員に指導し、1 年生全員が A に謝罪し和解したことを A 父親に伝えた。 保護者会終了後、A 父親は顧問に、B が「俺がいる限りあいつをマウンドには上げさせない」と言っていたということを伝えた。
平成 29 年 7 月 24 日	キャッチボール中に B が、同学年の部員からからかわれた (B に対して、「) と言った)。他の 2 年生が笑い、A は咳払いをしたただだったが、A も笑ったと感じた B がボールを A に投げつけた。A と B の距離は 5 ～ 10 メートル。ボールは A の左前腕部に当たった後、左脚の付け根に当たった。顧問は不在であった。
平成 29 年 7 月 25 日 ～ 28 日	A は練習に参加していた。顧問は練習中の A の動きに違和感はなく、ケガをしているという認識はなかった。
平成 29 年 7 月 28 日	A は一人で昼食を食べていた。
平成 29 年 7 月 30 日	練習開始時に A がいなかったため顧問が自宅に電話をした。その際 A 母親から 24 日 (月) にボールをぶつけられた件を初めて聞いた。顧問は練習を中断し部員全員から話を聞き事実を確認した。B からの話ではケガをさせようという意図はなく、全力で投げてはいないとのことであった。顧問は部員全員に対し「あってはならないことだ」と指導をした。特に B に対してはいかなる理由があろうと決してしてはならない行為であることを指導した。

	同日午後A母親にボールをぶつけた件について部員全員へ指導したこと及びAの様子などを話した。
平成 29 年 8 月 3 日	顧問は管理職にBがAにボールをぶつけたこと、顧問がB及び野球部員全員に指導したことを報告した。 学校はいじめ防止委員会を開き、Bがボールをぶつけた件について反省の思いを持っていること等を踏まえ、Aが部活動に戻ってきやすい雰囲気作りが必要と考え、顧問が部員全員に対し指導することとした。また、A父親がBからの謝罪を要望していたことを受け、謝罪の場を設けることとした。
平成 29 年 8 月 6 日	学校の応接室にて顧問立会いのもと、B及び保護者がA及び保護者に対し7月24日の件についての謝罪の場をもった。生徒A、A両親、生徒B、B父親、顧問2名が同席した。Bが発言の冒頭で「僕たちは秋の県大会を目指してやっていて熱くなって」と発言したことからA父親は激高したが最後には「今後の貴方の様子を見るよ。あいさつ一つで反省したかどうかというのは分かるよ。」と発言した。
平成 29 年 8 月 24 日	2年生部員6名が集まったときに、Aを野球部のグループLINEから外した。
平成 29 年 8 月 30 日	A父親からグループLINEの件で顧問に問合せがあった。顧問は全部員を集め事実を確認し、Aに対してLINEを含めて刺激をするな、気にかかることがあったらまずは顧問に相談するよう指導した。 同日夜、顧問2名で家庭訪問を行い事実確認の内容と上記の指導内容を説明した。A父親は「8月6日のBの謝罪は受け入れられない、グループLINEからAを外した件もBが反省していないからであり、退部や謹慎等のより厳しい指導をしてほしい。」と訴えた。顧問は今後も部内で指導をしっかり行っていくという学校の方針を伝えた。
平成 29 年 8 月 31 日	顧問はA父親に電話し、前日のA父親からの話を管理職に伝えたことと、部内での指導の方が、教育的効果がある旨を伝えた。
平成 29 年 9 月 5 日	顧問は部員全体に対して改めて、Aが登校した際、刺激したり、逆に無視したりすることのないように自然に接するよう指導した。
平成 29 年 9 月 15 日	A父親は顧問に電話し、Bの処分や野球部の活動停止を求めた。これに対し部内での指導の方が、教育的効果がある旨を伝えた。

	した。
平成 29 年 10 月 20 日	C と A が面談した。
平成 29 年 10 月 24 日	<p>校長は県教委に電話し、経過と A を野球部に戻す方向ではなく好きな自転車競技に目を向けさせ、学校生活に復帰させる方向を検討していること、C とつなぐことを報告した。A が野球部に戻る意思がないことについては、A 父親から話があるまで A 父親には連絡しないこととした。</p> <p>校長が A 父親に電話した。A 父親は B の処分や野球部の活動停止を求めた。</p>
平成 29 年 10 月 25 日	学校はいじめ防止委員会を開催した。A の学校復帰支援の継続と、部活動の自粛や B の特別指導はしないことを確認した。謝罪は行われているのになぜ収まらないのか等の意見が出た。
平成 29 年 10 月 26 日	<p>A は A 母親とともに登校した。A 母親は治療費のことを話した。</p> <p>校長は県教委に電話した。治療費については保険対応とすること、部活動の自粛や B の特別指導はしないことについて確認した。</p>
平成 29 年 10 月 27 日	学校はいじめ防止委員会を開催した。学校の方針を再度確認した。
平成 29 年 10 月 28 日	A 両親は試合を中止するよう顧問、 XXXXXXXXXX 、B 母親、対戦校に電話した。
平成 29 年 10 月 29 日 及び 30 日	A 母親は、野球部一部員の保護者に対して部の活動停止に協力するよう LINE でメッセージを送った。
平成 29 年 10 月 30 日	A 父親が校長に電話した。A 父親は B の処分や野球部の活動停止を求めたが、これに対し校長が部内での指導の方が、教育的効果がある旨を伝えた。
平成 29 年 10 月 31 日	<p>A 父親が校長に電話し、学校から県教委へ提出した報告書のコピーを請求した。</p> <p>学校は A 保護者に上記コピーを発送した。</p> <p>A 父親は県教委に電話し、B の処分や野球部の活動停止を求めた。</p>
平成 29 年 11 月 6 日	学校外で校長は A と面談した。A は報告書の内容について不服を述べた。
平成 29 年 11 月 9 日	<p>校長が A 及び A 父親と面談した。A 父親は報告書の内容への不服を述べた。</p> <p>A 父親は B の処分や野球部の活動停止を求めたが、校長</p>

	<p>は部内での指導の方が、教育的効果がある旨を伝えた。</p> <p>この日以降担任は2日に1回のペースで家庭に連絡を入れたが応答がなく、Aの携帯電話に架電しても応答がなかった。</p>
平成 29 年 12 月 20 日	A 母親は A の [REDACTED] への転学願を学校に提出した。
平成 29 年 12 月 21 日	学校は A の [REDACTED] への転学願を受理した。
平成 30 年 1 月 1 日	A は [REDACTED] に転学した。
平成 30 年 1 月 24 日	県教委は校長からこれまでの経過を聞き今後の対応について協議した。
平成 30 年 2 月 22 日	県教委が A 両親及び A の代理人と面談した。県教委はいじめの重大事態調査について説明し、調査の実施について A 両親に同意を得た。
平成 30 年 2 月 23 日	学校が、県教委に「いじめ認知報告書」を提出した。
平成 30 年 2 月 27 日	県教委は、いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項に基づき、県知事あてに「いじめの重大事態」発生を報告した。
平成 30 年 3 月 1 日	県教委は、県いじめ防止対策調査会に調査を諮問した。
平成 30 年 3 月 7 日	教育委員会委員協議会に経過を報告した。

第4章 本部会による調査結果について

第1 聴き取り

1 A父親からの聴き取り

(1) Aが嫌がるあだ名で呼ばれる、荷物持ちを押し付ける行為について

- ・5月頃から、同学年及び上級生から高圧的な言動、部内の役割、荷物持ち等の理不尽さを感じていた。
- ・顧問から注意があり、数日間は問題の言動はなくなったが、完全になくなったわけではなく、引き続いていた。

(2) Aが硬球をぶつけられたことについて

- ・Bは硬球を約10mの至近距離から投げつけて、Aの左前腕部をかすめて左足の付け根に当たった。全治5週間のケガをした。

(3) AがLINEのグループから外されたことについて

- ・8月24日にBを含む5名の部員が2年生の部員宅に集合したときに、Bの指示でAはグループLINEから外された。これによってAは野球部の復帰を断念した。

(4) その他

- ・6月頃、1年生からの言動や、LINEを使った嫌がらせがあった。
- ・Aと校長の面談では、Aが委縮し、校長が一方向的に話すだけで、Aの言いたいことが何も伝わらなかった。

2 教職員からの聴き取り

(1) 校長

- ・Aが登校してこなくなってから、3回Aと校外で話をした。
- ・4人の1年生の中で一番コミュニケーションが取れる生徒だった。
- ・あの先輩たちとは野球をやってられないと言っていた。
- ・AはBに対して強い嫌悪感を持っていると思う。
- ・Aは小学校でも中学校でも同じようにいじめられたと話した。
- ・Aが野球部に戻ってしやすい環境を作るためにも、Bに対して退部だ、謹慎だというよりも、きちんと部の中で指導していかなくてはいけないと判断した。
- ・ボールをぶつけたという行為に関して、きちんと部活動しながら指導できる範囲と判断したが、父母との温度差をもう少し早く知っていれば、早い段階で父と話ができただろうかもしれない。

(2) 副校長

- ・管理職、顧問で打ち合わせをし、野球部の活動の中で指導をきちっとしていき、Aが今後も活動を続けられるような支援は大事だという方向性になった。
- ・校長を含め、一定の方向性の判断があったので、教育相談コーディネータ

一、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等を
集めて打ち合わせをするということには至らなかった。

- ・その時点では、Aが課題を抱えているということは感じていなかった。
- ・8月6日の謝罪の場がかなり大変だったと報告を受けた。顧問も我々も「一定の決着は着いた」との認識を持った。

(3) 教頭

- ・8月3日の集まりで、顧問から部員には指導している、Aも野球部に出られるように体制を整える、という話があった。
- ・8月6日の謝罪の場では、特別指導ではなく、部活動の中で継続して指導していくことが妥当だという判断があり、管理職は立ち会わない形にしたと思う。

(4) 野球部顧問教諭（平成29年7月から監督）

- ア Aが嫌がるあだ名で呼ばれる、荷物持ちを押し付けられる行為について
 - ・保護者会の中でA父親から、Aが[]と呼ばれると聞いた。
 - ・試合の直後に、1年生全員を呼んで注意したと野球部顧問教諭（平成29年7月まで監督）から聞いた。
- イ Aが硬球をぶつけられたことについて
 - ・保護者会の日、A母親から電話で聞いた。部員全員から事実を確認し、絶対にあってはならないことだと注意した。
- ウ その他
 - ・7月28日にAに声をかけたところ、小学校、中学校のときにもチームメイトと問題が生じた、自分は他の人と違うのではないか、このことで病院に行くことを考えている、とAが話した。
 - ・当時の1年生は、2、3年生と違い、丁寧に対応しないといけないと感じていた。2、3年生も1年生への対応に困っている様子だった。

(5) 野球部顧問教諭（平成29年7月まで監督）

- ア Aが嫌がるあだ名で呼ばれる、荷物持ちを押し付けられる行為について
 - ・6月18日の練習試合において、Aに元気がないので声をかけたところ、嫌なあだ名で呼ばれる、荷物を押し付けられるとAが話した。1年生全員に注意した。
- イ Aが硬球をぶつけられたことについて
 - ・8月6日にB及び父親がA及び保護者に謝罪し、ひと段落着いたと認識していた。
 - ・ボールをぶつけられた後、Aと一緒に守備練習に入っていたが、痛がっていた様子はなかった。
- ウ その他
 - ・2、3年生から「何回言っても分からない」「頼んだことをやらない」と不満を聞いた。

(6) 担任教諭

ア Aが嫌がるあだ名で呼ばれる、荷物持ちを押し付けられる行為について

- ・ 6月初旬の三者面談の際、AとA母親から、動物に例えて呼ばれ、嫌な思いをしているのでクラスで注意してくださいと言われ、次の日にクラス全員に注意した。
- ・ (三者面談の際) 野球部の中でAは荷物当番、鍵当番をやることが多いので注意してくださいと言われた。野球部の主顧問に伝えた。

イ その他

- ・ 中学校からAに関する情報は何もなかった。
- ・ 文化祭以降、野球部ではない別のクラスの仲の良い友人とLINE上のトラブルがあった。

3 関係生徒からの聴き取り

(1) Aが嫌がるあだ名で呼ばれる、荷物持ちを押し付けられる行為について

[あだ名]

- ・ ████████ と呼ばれていたのは知っていた。
- ・ 2人が ████████ と言っていた。Aはやめろと言ったのになかなかやめなくて結構嫌な雰囲気になった。
- ・ 覚えていない。
- ・ 当時の1年生が ████████ と呼んでいた。
- ・ 自分たちもたまに呼んでいた。
- ・ ████████ とか言っていた。
- ・ 1年生の間であった。
- ・ 上級生は言っていない。
- ・ あだ名は多分なかった。
- ・ 当時の2年生が、陰で ████████ みたいなあだ名を付けていた。

[荷物持ち]

- ・ 理由なく遅刻した場合、次の週には重めな荷物を持っていくというルールがあり、その週はAが重めの道具を持っていくことになった。
- ・ ジャンケンで決めていた。Aは負けることが多かった。
- ・ 2年生が代わりにジャンケンをやっていた。
- ・ 押し付けてはいない。
- ・ Aに、人一倍重い荷物を持たせたことは多分ない。
- ・ 人数が少ない状態で1年生が運んでいた。
- ・ 重たいなど言っていた。納得はしていた。
- ・ 先輩の荷物、道具は基本的に1年生が運ぶ。
- ・ 知らない。

(2) Aが硬球をぶつけられたことについて

- ・倒れているところだけ見た。
- ・ぶつけた場面を見ていた。
- ・弱くもなく強くもない球だった。
- ・当たったときは押さえながらしゃがみ込んだ。
- ・Aはずっと痛そうにしていた。
- ・Aは足の付け根辺りを押さえていた。
- ・フワツとした球が、たまたまAの尻に当たった。
- ・当たった瞬間は「痛い」と言ったが、その後は普通だった。
- ・教えてもらい返したり舌打ちするなどのことが積み重なっていた。
- ・2年生の誰かが自分のことを「 」と発言したのに対し「Aが笑った」と言っていたのを知り、腹を立ててボールをぶつけた。
- ・(何を言ったか分からないが、発言に対して)結構笑っている生徒はいた。自分も少し笑った。
- ・(Aには笑う権利はないというような)少し差別のようなことはあった。
- ・左ひじを押さえようとしてうずくまった。
- ・マネージャーがコールドスプレーをAにかけた。
- ・痛そうにしていた。
- ・うめく、大声をあげる、うずくまるは無かったと思う。
- ・多分本人は「痛い」と言っていた。
- ・皆が「A大丈夫」と言っていた。
- ・倒れたかどうかは覚えていないが痛がっていた。
- ・そんなに痛がってはいなかった。
- ・ハエが止まるような球だった。
- ・痛いとは言っていなかった。
- ・記憶がない。

(3) AがLINEのグループから外されたことについて

- ・野球部で遊びに行く話が数十回も来たら迷惑だと思った。
- ・外したときはゲームをしていて覚えていない。
- ・誰が外そうと言ったのかは覚えていない。
- ・外そうと言ったのはBではなかったと思う。
- ・練習に来ない日が続いていて、LINEに入っている意味がないと思った。
- ・気が付いたら外していた。
- ・外した人が助っ人だった。助っ人をかばった。
- ・海に行くので、グループに入れておくのも可哀想だと思った。
- ・覚えていない。
- ・(野球部に)出てこなくなったので、自分たちで外そうと決めた。
- ・何人かでお泊りしていたみたいで、そのときのノリで抜いた感じだと思う。

(4) その他

- ・荷物の件、あだ名の件で1年生全員が顧問に呼ばれて指導を受けた。
- ・Aが携帯の履歴を見られてからかわれていた。Aが自分で見せてきた。笑いながら取り返そうとしていた。
- ・上級生から厳しいことを言われた。しっかり練習しているのに、しっかりしろと言われた。
- ・先輩が下級生をいじめるというか、嫌がらせをすることは良くないと思った。
- ・いじりがひどいと思った。
- ・Aは嫌がっていたが、他は嫌がっている様子はあまりなかった。楽しんでいた。
- ・あだ名、いじりのことで顧問から注意されたことは覚えているが、場面は覚えていない。2、3回は注意された。
- ・先輩がAの持っているロードバイクの値段を何回も聞き、Aは答えたくないのに言わされている感じがかった。
- ・Aは反抗的な態度があった。舌打ちもした。
- ・顧問から、(あだ名、荷物持ちの件) Aが嫌がっているぞと注意を受けた。
- ・Aは、先輩に注意されると舌打ちしていた。バッティングの順番を決めるジャンケンに負けても舌打ちをしていた。
- ・Aに教えても反抗的だった。睨み返されたり、舌打ちされたりした。
- ・[]を見たのをばらされた感じだった。
- ・Aは、人の話を聞かない、返事をしない、舌打ちをする、口答えする。
- ・(1年生いじり) Aともう一人は嫌がっていたかもしれない。
- ・遊び半分の暴力があった。
- ・Aの検索履歴にあった [] を皆に見せられたり大声で言われたりしていた。Aはきつかったと思う。
- ・1年生は全員いじられている。
- ・後輩をいじることはよくある。
- ・1人で違う部屋でご飯食べていたりとか、ちょっと孤立していた。
- ・1年生4人はいじられていた。酷いことはしていない。Aはムスツとしていた。他3人は言われても笑っていた。
- ・Aは [] を見たのをばらされた。2、3人が関わっていた。自分から携帯を渡していた。
- ・顧問から、1年生は手取り足取り教えなくてはならないという説明があった。普通に教えても分かってもらえなかったなので、しっかり細かく教えた。2年生は皆同じだった。
- ・Aはピッチャーをやりたいと言っていた。外野の練習はしっかりやらなかった。
- ・Aは態度が悪く、先輩を睨んだり、舌打ちしたりしていた。

- ・1年生は（話が）うまく伝わらない後輩だった。自分たちも先生と相談し、皆と話し合いをした。
- ・Aは先輩から言われたときに、舌打ちしたり、無視したりした。
- ・頼んだときに舌打ちされ、何、と思ったことがある。

4 教育委員会からの聴き取り

(1) 課長

- ・平成30年4月より当課に赴任した。
- ・生徒指導に関する学校及び保護者等からの相談が非常に多い。
- ・相談内容は課員で共有し、対応が難しい事案については、ミーティングを行うなど組織的な対応を行っている。
- ・本件については、保護者との対応に困難があるという印象があったが、継続的差別的ないじめという観点で見るとべきだった。

(2) 副課長

- ・A父親から、指導主事では対応に難がある、というニュアンスで話され、当職が4月4日から窓口になった。
- ・校長からの報告で、A父親との関係は良い、Aとも話が出来ている、これを続けて学校に復帰させる方向で頑張るとあり、当課では校長の取組みを一定程度評価していた。
- ・校長はうまくいっていると捉えていたときも、A父親はそのように捉えていなかったのかもしれない。
- ・学校はA父親が言う「処罰が甘い」というところを埋められなかったという印象がある。部活動の中での継続指導では納得が得られなかった。
- ・校長が取り組んでいたところから、ある時点からA父親とコミュニケーションが取れなくなり、そのまま離れて転学になってしまったという流れだったと認識している。
- ・継続的差別的ないじめということに思いが至っていればそのときとは違う対応ができていたのかもしれない。

(3) 指導主事1

- ・学校と保護者でよく話し合っ解決することを期待していたが、話がこじれてきたので、10月に指導主事が学校を訪問し、対応方針を確認した。
- ・学校にはいじめとして認知し、対応するよう指示した。
- ・加害側の指導よりもAの支援に注目していた。
- ・Aが野球部に復帰することは難しいという印象はあった。
- ・野球部には戻れなくてもAが学校に前向きになればA父親の気持ちも変わるのではと期待していた。
- ・初動で掛け違っていると思う。10月の段階で教育委員会が仲裁できれば良かったと思う。
- ・平成30年1月に重大事態として調査することとし、A側と連絡をとった。

日程調整が難しく、A側と会うのが2月になった。

(4) 指導主事2

- ・学校には「いじめ」として対応するように伝えた。
- ・学校を訪問した際、校長とA父親との関係は良好であり、Aを支援していく方向になっていった。
- ・10月21日位を境にA父親の対応が、野球部の活動停止やBの処分が変わってきたと思う。そこから先は会話がかみ合わなくなっていった。
- ・野球部に戻すことにこだわらず、学校復帰に向けてどうしていくかという対応を当時は考えていた。
- ・A父親と県教委は10月31日の、A父親と（指導主事3）との会話以降、コミュニケーションが取れなくなった。
- ・学校としては9月20日の時点で、嫌なことを言う、ボールを投げた、LINE外し、それぞれ既に解決済みだという感覚があった。なぜ今になってA父親が言ってくるのだろうかという感覚もあった。

(5) 指導主事3

- ・学校からの報告では、Aにこういう支援をしていく、野球部員にはこういう指導をしていく、さらに校長自らAと話す、AをNPO法人のCにつなげ、面談も実現し、良い感じで進んでいたと思っていた。あるときを境にA父親は野球部、Bへの処分、処罰を求めるようになったという印象がある。
- ・Aが野球部に戻れば登校できるようになるだろうと校長と話をしていた。
- ・野球から離れて自転車の方でどうかという話が校長から出た。
- ・（10月31日の時点で）A父親から電話があったときには、野球部に戻す、戻さないという話は一切出てこなくて、野球部の出場停止、Bの処分と、そういう方面に完全にシフトしていた。結果が伴わず申し訳ないというような話はしたが、ペナルティの話に終始していた。
- ・校長の話で印象に残っているのは、校長は当時の1年生の中でAが一番話しやすいと言っていた。
- ・（指導主事2）と同様、Aが登校できる形を考え続けてきた。

第5章 認定した事実

第1 Aが嫌がるあだ名で呼ばれる、荷物持ちを押し付けられる行為について

1 認定事実

- (1) 複数の生徒が、AをAが嫌がるあだ名で呼んでいたことを認定した。
- (2) Aだけに荷物持ちを押し付ける行為は確認できなかった。

2 理由

- (1) 教職員及び対象生徒からの聴き取り調査に基づき、上記事実を認定した。
当時、野球部内では、上級生が下級生をいじる行為も行われており、受け入れている下級生もいたが、Aは苦痛を感じていたと考えられる。
「 」という言葉もあったことが分かった。
- (2) 校外での活動の際、荷物の運搬は下級生の役割であった。荷物の分担はジャンケンや下級生で決めたルールに則って決めていた。Aが重い荷物を持つことはあったが、Aだけに荷物を持ち運ぶ行為に関しては、教職員ないし関係生徒らからの供述は得られなかった。
なお、2年生が1年生の代わりにジャンケンしていたとの供述、Aが負けることが多かったとの供述も一部にみられたことから、Aにおいて重い荷物を持ち運ぶ行為を押し付けられていたとの認識をもつに至るべき状況が存在した可能性がある。

第2 Aが硬球をぶつけられたことについて

1 認定事実

- 7月24日、キャッチボール中、BがAに故意に硬球をぶつけたこと及びこれによりAがうずくまり苦痛を表明したことを認定した。

2 理由

- 関係生徒からの聴き取り調査に基づき認定した。
関係生徒からの供述にはばらつきがあったものの、痛がった、うずくまったとの供述は複数あり、うずくまり苦痛を表明したことは認定した。いじめの加害者ないし傍観者側においては個々のいじめ行為を些事と捉えがちであることからすれば、痛いとは言っていない、うずくまっただけ等との供述は、単に記憶にないことを述べているものと解すべきである。

なお、Aは、D医師作成の平成29年9月26日付診断書において「左骨盤部挫傷」「平成29年7月24日に野球部の先輩に硬球をぶつけられ受傷、8月23日に当院受診。上記診断で初診日より約5週間の加療を要する見込みであり、本日再診し疼痛は残存している。」とされ、またE医師作成の平成29年11月24日付診断書において「心的外傷後ストレス障害(PTSD)」「平成29年5月頃より部内においていじめを受けていた。平成29年7月24日に骨盤に硬球を当

てられ下肢を打撲。歩行困難を来たした。精神的ショックも強く、平成 29 年 8 月 22 日より当院メンタルケアセンターを受診した。その後フラッシュバック、不眠、過呼吸、うつ状態を呈しており登校できずにいる。」とされている。

第3 AがLINEのグループから外されたことについて

1 認定事実

8月24日に野球部員2年生数人が集まったときに、AをLINEのグループから外したこと及びこれによりAが苦痛を感じたことを認定した。

2 理由

関係生徒からの聴き取り調査に基づき認定した。

LINEのグループを外した理由について関係生徒は、野球部の活動に参加していないAに対して配慮した、及び練習に来ないAには必要ないと判断したと供述している。

しかしながら、LINEのグループからその意に反して外される行為については、これは外された生徒において苦痛を感じることは、特段の事情がない限りは、客観的に明白というべきである。

第4 その他

1 認定事実

Aが、Aの携帯電話のインターネットの閲覧履歴を見られてからかわれたこと及びこれによりAが嫌がっていたことを認定した。

2 理由

関係生徒から、Aが携帯電話のインターネットの閲覧履歴を見られてからかわれたとの供述、これについてAが嫌がっていたとの供述が得られたことから認定した。

からかいに数名が関わっていたことは分かったが、関わった生徒の特定には至らなかった。

第6章 いじめの認定について

第1 はじめに

推進法の趣旨に則り、いじめの事実認定にのみ力点を置くのではなく、いじめから重大事態が発生した要因や背景を解明することにより、同種事態の発生の防止に資するよう検討した。

第2 いじめの定義について

推進法第2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

一見些細な出来事であっても、これが継続した場合には、被害児童等の精神的肉体的負担が累積増加して不登校や自死のような重大な結果を招いてきたことから、同法は「いじめ」を広く定義し、「いじめ」につき情報を集積共有するとともに組織的に対応することで、被害児童等の精神的肉体的負担を的確に把握し、重大な結果を防ぐことを意図している。

このように「いじめ」を広く定義することから、同法は、「いじめ」に対する具体的措置については基本的に学校の裁量に委ねるとともに、「いじめ」と認定されたとしてもそのことのみで加害児童等に対する厳しい対応を求めるものではなく学校に対しても低い評価を行うものでもない。

換言すれば、「いじめ」と認定されることはそのことで直ちに学校の取った具体的措置が不十分であったことを意味するものではない。

第3 いじめの認定について

第5章第1ないし第4にて認定した事実は、いずれも推進法第2条の定義に照らし、「いじめ」に該当する。

そして、本部会が行った関係生徒からの聴き取り（第4章第1の3（1）～（4））を踏まえて判断すれば、少なくとも第5章第2（以下「硬球投げつけ」という。）、同第3（以下「LINE外しという。」）の「いじめ」は単発的偶発的なものではなく、部内におけるAに対する反感に起因する継続的差別的なものと認められる。

すなわち、硬球投げつけについてみると、Bは①2年生の誰かがBのことを「 」と発言した際、②「Aが笑った」と誰かが言っていたのを聞き、③腹を立ててAに硬球をぶつけた、としているところ、Bは「 」と発言したものではなく、また他の笑った生徒にでもなく、「笑った」とされたAに硬球をぶつけていること、しかも「Aが笑った」として敢えてAの行為を問題とした生徒がいたことからすれば、部内におけるAに対する反感が存在していると認められる上、ある者

は笑っても許されるのにAは笑うことが許されないということであれば、これは継続的差別的な「いじめ」というべきである。実際、「(Aには笑う権利はないという) そのような少し差別のようなことはあった。」と供述した生徒もいる。

また、LINE 外しは、グループからその意に反して外されるというものである以上、これは外された生徒において苦痛を感じることは客観的に明白というべきである上に、このことを関係生徒において想像することも十分可能であったと考えることができる。また、Aにおいて見たくない情報あるいは不要な情報が LINE に流れていると判断すればAが自らグループから外れることができる以上、関係生徒の方からの配慮として敢えてAを外す必要性も疑問であり、むしろAを仲間から外そうという意識の表れと評価できる。Aを LINE のグループから外したことの背景として、部内におけるAに対する反感が存在し、これに基づく継続的差別的ないじめが存在していたというべきである。

第7章 不登校に至る経過について

第1 はじめに

1 重大事態調査の目的

重大事態調査は、推進法第28条では、当該重大事態への対処、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための調査とされている。

すなわち、本部会は、「いじめ」による重大な結果を防ぐにはどうすればよいか、同種の結果の再発を防止するにはどうすべきかを調査し判断するものである。

そして、その調査対象としては、事後的調査結果を含め現在判明している全ての情報を基礎に判断することになる。

端的に言えば結果論である。

当然ながら、重大事態発生当時において学校の認識し得た事実に基づき、学校のとった具体的措置の違法性を、裁量権濫用の有無という観点から判断するという司法手続とは目的と手法を異にする。

2 被害者側の事情は原則として問題とならない

同種の事態の発生の防止のための調査である以上、結果の発生を防ぐことはできなかったという結論を出すことはない。

すなわち、些細なことなのに被害者の受け止め方に問題があるとか、被害者に非があるからといった理由で、結果発生はやむをえなかったとされることはないし、学校・教育委員会が結果発生防止のための措置をとらなくて良いということにもならない。

ましてや、被害者の保護者の対応如何で、結果発生もやむをえなかったとされることはないし、学校・教育委員会が結果発生防止のための措置をとらなくて良いということにもならない。

被害者側のこうした事情は、結果発生を学校にどれだけ負わせるか決めることを目的とする司法手続では問題視されることがあっても、結果発生防止を目的とする重大事態調査においては原則として問題とはならない。

3 重大事態発生原因が不明であるとき

なお、重大な結果発生の原因が「いじめ」であるか否か不明である場合もありうる。そうした場合、司法手続では因果関係は認定できないことになる。

しかしながら、重大な結果発生の原因が「いじめ」である可能性を否定できない限りは、学校・教育委員会は結果発生防止のための措置をとるべきである。

したがって、こうした場合、本部会は重大な結果発生の原因が「いじめ」であることを前提に、「いじめ」による重大な結果を防ぐにはどうすれば良いか、同種の結果の再発を防止するにはどうすべきかを調査し判断することになる。

4 本件における調査

本件において防ぐべき重大な事態は、Aが不登校や転学に至ったことである。したがって、本部会としては、Aが不登校や転学に至らないようにするにはどうすべきだったのか、同種の結果の再発を防止するにはどうすべきかを、事後的調査結果を含め現在判明している全ての情報を基礎に判断することになる。

第2 本件における不登校に至る経過について

一般論として不登校の原因を特定することは容易ではないし、殊にA本人からの聴き取り調査ができない本件では、Aが不登校・転学に至った経過を的確に認定することは難しい。

しかしながら、上記第5、6章にみた継続的差別的「いじめ」が止まらない場合、Aにおいて不登校・転学を選択することが不合理とはいえない以上、Aの不登校・転学の原因は上記第5、6章のいじめである可能性は否定できない。

したがって、本部会としては、上記第5、6章にみた継続的差別的「いじめ」を止めるために学校・教育委員会はどうすべきであったかを、現在判明している全ての情報を基礎に判断すべきことになる。

なお、A本人からの聴き取り調査ができない以上、不登校・転学を判断したのがA保護者である可能性も否定できないけれども、継続的差別的「いじめ」が止まらない場合において、A保護者の判断としてAがこれ以上「いじめ」を受けることを防ぐために不登校・転学を選択することも不合理とはいえない以上、本部会が検討すべきことは同様となる。

第8章 学校及び県教委の対応について

第1 学校の対応について

1 対応状況について

対応状況については上記第3章第3のとおりである。

2 対応に関する検証

(1) 「いじめ」の捉え方の問題点

第6章第3にみたとおり、本件はAに対する継続的差別的「いじめ」とみるべきところ、顧問らの指導は第5章にみた個々の行為にその都度対応するものであって、単発的偶発的な「いじめ」に対するものと同様の指導にとどまった。

確かに、顧問らは部内の人間関係に問題があること自体は認識していたが、第5章の個々の行為が差別的な人間関係から生じているという捉え方は弱く、各行為があった際の指導も部内の人間関係に対する指導も問題ごとに個別的に対応するものにとどまった。

学校としても継続的差別的「いじめ」としての捉え方は弱く、硬球投げつけ直後平成29年8月3日に開催された「いじめ防止委員会」では「継続的な指導を行うことが望ましい」との方針が確認されているものの、その後「継続的な指導」が組織的に検討された形跡も乏しい。

学校において継続的差別的「いじめ」としての捉え方が弱かった原因としては、

ア Aを巡る部内のトラブルについて、A側の態度に問題があったと関係生徒らと同様に考えた可能性がある。A側の態度はA側への指導を正当化する理由となっても、「いじめ」を正当化する理由とはならない。学校が「いじめ」側の視点に立ってはならない。

また、

イ 硬球投げつけについてのA側からの申告に対し、行為後もAが通常通り練習に参加していたこと等から「重大なケガを負っているとは思われず」（平成29年8月3日いじめ防止委員会）という判断が先に立ってしまい、硬球を投げつけたこと自体が既に継続的差別的「いじめ」であることを看過した面があったと思われる。

さらに、

ウ 平成29年10月25日いじめ防止委員会での「謝罪は行われているのに、なぜ収まらないのか」との発言からすれば、平成29年8月6日の謝罪の場でのやりとりをもって「いじめ」は解消したものと学校側が判断した面があると考えられる。これは「国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）」の「いじめ」解消の考え方を理解したものとはいえず、不適切であった。むしろ謝罪の場でのやりとり及びその後の経過を踏まえれば、A側は継続的差別的「いじめ」に対して全く指導がなされていないものと認識した一方、Bをはじめ部員側はBのしたことからすれば十分な叱責を受け

謝罪を行ったと認識することで、「いじめ」解消がさらに困難となったと考えるべきであった。

(2) 「いじめ」の原因に踏み込んだ指導が十分とはいえないこと

(1) にみた通り A に対する「いじめ」が継続的差別的なものである以上、「いじめ」の原因となる差別構造に踏み込む必要があった。

ア 差別構造に踏み込んだ指導

当然ながら、「いじめ」の原因となる差別構造に踏み込んだ指導は容易ではない。

単発的偶発的な「いじめ」であれば、一回のミーティングで全体に渡り注意すれば足りるかもしれない。

しかし、差別構造に踏み込むには、集団内の人間関係及び個々の生徒の心情に踏み込むことになる。

したがって、その内容は集団個人の在り方により様々であるし、一回丁寧に話をしたからといって直ちに効を奏するとは限らず、不断の見直しと継続的な働きかけを要するはずである。

すなわち、単に問題となった行為を禁止するだけでなく、何故にかかる行為がなされたのか理由を問い、その上で如何なる理由も相手に敢えて苦痛を加えることを正当化しないことを明確に指導した上で、その理由となった事情についてどのように解決するか考察させることなどが考えられる。

この場合、全体ミーティングの指導だけでは個々の生徒の心情には迫りにくいと考えたならば、顧問が2名いるのであるから、1名が練習に、もう1名が順次個別面談にあたるなどの方法も考えられる。

勿論、面談以外にも、部員に毎日ノートに反省感想を書かせ顧問とやりとりする方法もありうるが、この方法は顧問側で受け身になりやすいから、何らかの方法で顧問側から問題提起も行う必要があるだろう。

イ 顧問らの指導

ところが、硬球投げつけの「いじめ」が発生し差別構造が明らかとなった段階に至っても、顧問らによる指導は、部全体に対してボールを投げつける行為を禁止する指導がなされたことは認めることができるけれども、「いじめ」の原因となる差別構造に踏み込んだ指導がなされたとまでは認めることができない。

その結果、顧問の指導は、当該行為を禁止する効果は認められるけれどもそこまでにとどまり、その結果として LINE 外しを防ぐことができなかつたと考えることができる。

ましてや、LINE 外し後の指導には「Aを刺激するな」といったものも含まれ、こうした指導では、顧問においてAの受け止め方をむしろ問題としているという印象を部員に与えた可能性がある。

(3) 保護者への対応

ア 保護者の意図を理解していなかったこと

6月の保護者会における発言等からみて、A父親においては、Aに対する継続的差別的な「いじめ」を解消し、Aが安心して部活動に参加できるようにすることを求めていたものと考えられる。

これに対して、学校においては、LINE 外しの段階でも、Aに対する「いじめ」は基本的に単発的偶発的なものとして対処するにとどまっていたと思われる。

学校は、自ら「いじめ」が継続的差別的なものであることを十分理解していたとはいえない上に、A保護者の要求の意図について正確な理解を欠いたものといえる。

イ 保護者の信頼を得られなかったこと

「いじめ」が起きたときに硬球をぶつけないよう、LINE を外さないよう厳重に注意した旨説明されたからといって、継続的差別的な「いじめ」がどうなっているのか分からなければ、A及び保護者において安心して部活動に参加することは困難であろう。

すなわち、学校がAに対する「いじめ」を単発的偶発的なものと捉えていた結果、保護者に対して学校は指導を徹底する旨説明していることは認められるけれども、その内容はいわば対症療法あるいは抽象的なものにとどまり、継続的差別的な「いじめ」の原因に踏み込もうとするものではない点において、保護者の信頼を得る上で困難があった。

しかも、継続的差別的な「いじめ」解消に踏み込んでいるのであればこれが容易ではなく不断の見直しと継続的な働きかけを要し、その過程でA及び保護者に対し「今、部はこういう状態である」「さらにこういう状態になるようこのように働きかけてみる」などといった説明がなされるべきであったところ、そうした説明がなされたことは認められず、この点においても保護者の信頼を得る上で困難があった。

学校においては、「いじめ」が継続的差別的なものであり、その解消は容易ではなく、ましてやAが安心できる状況には未だ遠いという認識に立った上で、A及び保護者と情報を共有しつつ連携して「いじめ」を解消しAが安心して部活動に参加できるようにするという姿勢をもつことで、A及び保護者の信頼を得るべきであった。

A保護者は硬球投げつけについてBによる謝罪の場がもたれた平成29年8月6日の時点では、「許すも許さないもないけれど今後の様子を見る」ということで継続的差別的な「いじめ」解消に向けての学校の取組みに一定の期待を有していたものと認められる。

しかしながら、学校が硬球投げつけについては単発的偶発的な「いじめ」同様に対応し（学校側の調査を前提としても、指導は2年生全体とAを除く1年生全体に1回ずつ話したにとどまる。）、しかも指導の経過説明等A保

護者と情報共有もなされない中で、LINE 外しが発生し、A保護者の学校に対する信頼は大きく損なわれた。

A保護者において、継続的差別的「いじめ」が改善せず、また改善に向けての学校の取組みが見えない結果、Aの復帰のためにはより強力な手段が必要と考えるに至ったものと思われる。

本部会は、Aが安心して部活動に復帰するのに必要なのは継続的差別的「いじめ」を解消するための継続的な取組みであり、部の活動停止やBの処分は効果がないばかりか「いじめ」の解消をさらに困難とする可能性があるものと考えるところではある。

しかしながら、硬球投げつけについて「部活動を停止しない」「Bを処分しない」という学校の姿勢は、学校の継続的な取組みに対する信頼がある中で初めてA及び保護者の理解を得られる可能性が生まれるものというべきである。

「いじめ」解消に向けて学校がA保護者との信頼関係を築くに至っていない中で、また具体的にどのような取組みがなされ、どのような効果があり、どのような問題点が残ри、これにどのように対応するか、についてA及び保護者が学校からの説明もないまま「引き続き部活動の中で指導していく」という抽象的な説明を受けたにとどまるのであれば、「部活動を停止しない」「Bを処分しない」との発言を、A及び保護者はないがしろにされたと受け止めた可能性が大きい。

ウ 保護者との間で意思疎通が十分ではなかったこと

こうした状況下、10月12日以降、県教委との協議を踏まえつつ、校長が本件対応の前面に立ち、A本人やBをはじめ他の部員との対話を開始している。

これは野球部の体質改善を意図した取組みであり、Aに対する継続的差別的「いじめ」を解消するための継続的取組みにつながる可能性のあったものとして評価できる。

しかしながら、校長の取組みの開始に際し、校長は10月12日に15分間電話にてA保護者に「今後の方針説明」を行っているが、比較的短時間の説明であり、校長の取組み内容とその意図をA保護者に十分説明できていたのかは疑問がある。

また、校長はその後の取組みについて、その都度A保護者に報告するとともにその時点での問題点と今後の解決方針を説明協議したわけではなく、「いじめ」解決に向けての継続的取組みがなされているものとしてA保護者の理解を得る機会を失っていたものと考えられる。記録上、平成29年10月校長が多くの時間を本件に割いていたことが認められ、そのこと自体は感嘆すべきことではあるけれども、重要な局面であった同月13日以降23日に至るまでの間、A保護者との連絡は、短時間の報告を除き、なされていない。

特に同月18日、校長がA本人と対話した際、A本人が「今のメンバーのいる野球部には戻りたくない」と話し、その際校長は「興味のある自転車の方

向で力を試すのも一つではないか」と同意を示し部活動に戻らない方向での再登校を志向し始めた（平成29年10月19日いじめ防止委員会が緊急開催されている。）ものの、このことをA保護者に対しては報告しておらず、このことがA保護者の不信感を強めた可能性がある。すなわち、Aにとっては長年努力してきた野球なのだから、「今のメンバーがいなければ」＝継続的差別的「いじめ」がなければ野球部に復帰したいというのが真意であった可能性がある上、A保護者においてはさらに強く野球部への復帰を志向していたものと思われる。それにも関わらず、学校においてA保護者と協議しないままAとの間で部活動に戻らない方向での再登校を進めていることが発覚すれば学校とA保護者の関係は破綻する可能性が大きいし、もしそうでなくとも部活動への復帰に向けた学校の取組みが弱まれば、A保護者が学校に対する不信感を強めることは十分予想される。

仮にA本人が「今のメンバーのいる野球部には戻りたくない」と言った時点で「このことはA保護者に言わないでほしい」旨述べていたとしても、最終的にA保護者の了承なしに部活動に戻らない方向での再登校は不可能であることが予想される以上、「今の気持ちについて、ご両親とも一緒によく話し合ってみよう。」等説得する必要があったはずである。ましてや「言わないでほしい」と述べていないのであれば、なおさらであろう。

こうして、「部活動に戻りたくない」との言葉を受けその方向での再登校を志向し始めた学校と、口頭指導だけでは効果がなかったのだから強力な手段をとり「いじめ」をなくせば部活動に復帰できたと考えていたA保護者の間では、意識のへだたりが拡大したものと考えられる。

さらには、Aが学校へ行きたいと思っているのにA父親が止めているのではないかとの疑念をもちはじめた学校（同月25日いじめ防止委員会）と、「いじめ」を解決するための手段をとろうとしない学校にAを通わせることは困難と判断したA保護者の間の意識のへだたりはさらに拡大し、Aの転学に至ったものと考えられる。

学校は、A保護者の要求に戸惑い、A保護者の要求を理解することも指導のあり方を見直すことも、さらにA保護者の理解を得ようとすることも不十分であったといえる。

第2 県教委の対応について

1 対応状況について

対応状況については上記第3章第3のとおりである。

2 対応に関する検証

(1) 初動について

県教委が、A保護者からの通報を受け、「いじめ」とは捉えていなかった学校に「いじめ」としての対応を求めたことは適切であった。

また、県教委が、平成29年10月12日学校と協議し、

- ア A及び保護者の気持ちの受け止め
- イ 保護者との間で目標・ゴールの確認
- ウ 学校の考え方や対応方針を具体的に明示
- エ 正確な事実把握

といった継続的な取組みを含む方針を定めて対応しようとしたことは評価できる。

しかしながら、学校同様、県教委も、部内の人間関係に問題があること自体は認識していたものの第5章の個々の行為が差別的な人間関係から生じているという認識は弱かった。

また、A保護者からの通報、学校からの報告を受けた時点において、Aに対する「いじめ」は相当に解消困難な状態に陥っていた（たとえば、A保護者は処分がないと部活動には戻れないと考えている一方で、学校は謝罪の場で収まったと理解している等）のは明らかであったにも関わらず、県教委においては解消困難な状態に陥っていたとの認識は明確ではなかった。

(2) 方針に基づく取組みのチェック体制

上記にみた認識を反映した結果であろうが、方針を定めた後の取組みは、学校任せ、具体的には校長任せといわざるをえない。

方針には継続的取組みの起点となりうる内容が含まれていたにもかかわらず、A保護者への働きかけを中心に、実施に移されたものとはいえないものが目立つ。

そもそも学校との間の連絡自体、10月12日の協議後は県教委からなされたものは少ない。

方針は定めたものの、これに基づいた取組みがなされていることについて、県教委の側にチェック体制は不十分であったということになる。

県教委において取り組む案件のうち、解決困難なものについては、案件についての主任を置くなどして、取組みの進行状況についてチェックを行う必要があると思われる。

(3) 「今のメンバーのいる野球部には戻りたくない」との発言を受けて

ア 方針変更

A及び保護者の野球に対する思いについては、9月29日のA父親からの電話等を通じ、県教委も聴いていたはずである。

一方、A保護者との接触が少ないままAとの直接対話に入った校長においては、A及び保護者の野球に対する思いを十分には知らされず、その結果として校長は、部活動をやめ自転車という方向へ特に問題を感じないまま進めてしまったのかもしれない。

学校が部活動に戻らない方向での再登校に方針変更する際、県教委は学校に慎重さを求めてもよかったのではなかろうか。

イ 保護者との協議

上記第1の2(3)ウにみたとおり、部活動に戻らない方向での再登校に

方針変更する際、Aがそのことを自らA保護者には伝えていないのであれば、Aを説得の上で学校がA保護者と協議する必要があったと本部会は考えるところである。

(4) 処分等をめぐるやりとり

既に述べたとおり、学校の継続的な取組みに対する信頼がある中で初めて、「部活動を停止しない」「Bを処分しない」という学校の姿勢はA及び保護者の理解を得られる可能性が生まれるものというべきである。

このことは、県教委とA保護者との間での部の活動停止やBの処分をめぐるやりとりについても同様である。

県教委が、「いじめ」解消に向けてのA保護者との信頼関係を築くに至っていない中で、A及び保護者に対し、「学校においてどのような取組みがなされ、どのような効果があり、どのような問題点が残ри、これにどのように対応するか」といった具体的な説明をせずに、「引き続き部活動の中で指導していく」といった抽象的な説明を行ったにとどまるのであれば、A及び保護者は、ないがしろにされたと受け止めた可能性が大きい。

(5) 重大事態調査の開始

県教委においてはA保護者からの通報があった平成29年9月20日直後から「いじめ」であると認識していたはずである。

しかるに、推進法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ「年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」（国のいじめ防止等のための基本的な方針32頁）とされている。

したがって、遅くとも欠席が年間30日に達した平成29年10月23日までには、県教委は重大事態調査に着手すべきであった。

ところが、県教委が本件について重大事態調査を行う旨判断したのは、平成30年1月24日とされ、3月ほど遅れている。

これは、県教委において、本件が8月時点で「いじめ」としては解消に至り、その後の処理が問題となっていたと判断を誤ったことによるものと評価されてもやむをえない。

第3 提言

1 被害者の視点で「いじめ」を捉えること

被害者にも悪いところがある、大したことではない、加害者に悪気はない、遊んでいただけ、やられたからやり返しただけ、被害者も反撃している、といった事由で「いじめ」とは認識せず、あるいは「いじめ」と認識しても十分に指導しない事例はしばしば見受けられる。

本件なども題材に、具体例に沿って、「いじめ」の適切な認識、対応ができるようにする取組みが求められる。

2 継続的に取り組み、これにつき被害者側の理解を得る努力をすること

継続的差別的「いじめ」の解決は難しい。

一度だけ全体に話をするなど単発的取組みで解決することは困難である。

加害者側が何故に「いじめ」をしてしまうのかその原因にさかのぼり原因を一つ一つ解決するなど継続的な取組みが必要である。

そして、取組み状況と今後の方針について、その都度被害者側に説明する中で、理解を得る努力が必要である。

言い方を変えれば、即座に結果を出すことで被害者側に納得してもらうというのではなく、継続的な取組みにつき理解を得る努力をする必要がある。

3 謝罪の場を設けるには慎重な検討を要すること

謝罪の場を設けるに際しては、その時機、態様について慎重な検討が必要である。

早期に謝罪させたからといって「いじめ」が早期に解決したことにはならないし、謝罪が済んだのだから「いじめ」は解消済みという態度もとるべきではない。

事実確認、指導、調整が不十分な段階での謝罪はむしろ解決を困難とする。

4 被害者側からの要求に適切に対応すべきこと

被害者側からの要求に対しては、その意図を正確に理解するとともに、学校としての「いじめ」解決の道筋を示すなど、適切に対応すべきである。

5 支援に必要な情報が確実に引き継がれるようにすべきこと

国の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」はその2(2)①(イ)において、「学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意見を尊重しつつ、必要に応じ、(中略)、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。」としているところ、不登校児童生徒に限らず支援を要する生徒一般についても、同様の学校間の引継ぎが望ましい。

特に「一人ひとりが持っている力を必ずしも十分に発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高める取組みを行う学校」であるクリエイティブスクールの生徒については、中学校段階で「力を必ずしも十分に発揮できなかった」要因があったと考えられる。

したがって、学校は、当該生徒や保護者の同意を前提に、支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、中学校と連携し、県教委はこれを支援すべきである。

第9章 おわりに

主観的にはいかに「いじめ」られた生徒のことを思いやっていたとしても、「いじめ」への適切な対応を欠けば、「いじめ」の解消からは遠ざかってしまう。

Aは継続的差別的「いじめ」を解決して野球部に復帰したいと考えていたであろうにもかかわらず、Aが復帰できなかつたばかりか転学するに至ったことについては、本調査報告書も踏まえつつ、各関係者においていかに行動すべきであったのか、改めて検討を深めてほしい。

以 上

神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会委員名簿

選出区分	氏名	任期	役職等
学識経験者	柳生 和男	平成30年4月26日 ～平成32年4月25日	部会長 文教大学教授
学識経験者 (団体推薦)	小池 拓也	平成30年4月26日 ～平成32年4月25日	弁護士 (神奈川県弁護士会)
学識経験者 (団体推薦)	荒井 宏	平成30年4月26日 ～平成32年4月25日	精神科医 (神奈川県精神神経科診療 所協会)
学識経験者 (団体推薦)	永田 麻里	平成30年4月26日 ～平成32年4月25日	臨床心理士 (神奈川県スクールカウ ンセラー協会)
学識経験者 (団体推薦)	小島 操子	平成30年4月26日 ～平成32年4月25日	社会福祉士 (神奈川県社会福祉士会)